

熊本市小中学校キャリア教育懇談会について【報告】

教育センター

１ 目的

熊本市教育振興基本計画の基本理念及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、熊本市立小・中学校における児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の一層の充実を図ることを目的とする。

その実現に向け、体験活動を効果的に位置付け、「働くことの意義」や「将来の進路」について自ら考え、主体的に行動できる力の育成を図るため、これまでの取組の改善及び発展に資する観点から意見交換を行う。

２ 意見交換の内容

- （１）市立小・中学校におけるキャリア教育の実施状況、成果及び課題
- （２）職業体験、校外学習、地域連携活動等の体験活動を活用したキャリア教育の充実の方向性
- （３）学校、家庭、地域及び関係機関・事業所等と連携したキャリア教育の推進の在り方
- （４）その他必要な事項

３ 開催予定

懇談会	月	内 容
第一回	９月	・熊本市におけるキャリア教育の現状（成果及び課題）の説明 ・他地域の取組事例の共有 ・キャリア教育の現状（成果及び課題）に関する意見交換
第二回	11月	・第一回の主な意見の整理の提示 ・体験活動や地域連携等に関する意見交換 ・キャリア教育の充実に向けた方向性に関する意見交換
第三回	３月	・これまでの意見の整理の提示 ・キャリア教育の推進に関する意見交換 ・今後の取組に向けた考え方の共有

４ 参加者（12名以内をもって組織）

- （１）キャリア教育、教科等教育に関する学識経験者 ２人
- （２）社会教育、地域団体等の有識者 ２人
- （３）キャリア教育等に関する実践者 ３人
- （４）保護者代表者 ２人

(5) 学校代表者 3人

【 参加者名簿 】

1	学識経験者	藤井 美保	熊本大学 准教授 【座長】
2		小園 和剛	熊本県立大学 准教授
3	社会教育、 地域団体等の 有識者	村上 弥生	熊本市青少年育成協議会 理事
4		水野 直樹	特定非営利活動法人 ソナエトコ 理事長
5	キャリア教育 等に関する 実践者	松本 高宜	公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本 西日本・九州担当特任研究員
6		小野 史彦	K A B熊本朝日放送 地域プロモーション局 TSUNAGU プロジェクト プロデューサー
7		園田 智裕	肥後銀行金融資産コンサルティング部企画グループ 企画役
8	保護者	千々岩 慎吾	帯山中学校
9		白石 憲宏	託麻西小学校
10	学校管理職	川上 輝美	黒髪小学校 校長
11		宮村 まり	山本小学校 校長
12		濱田 浩美	桜山中学校 校長

5 作業部会（関係の行政職員）

- (1) 教育委員会事務局（指導課 地域教育推進課 教育センター）
- (2) 経済観光局（雇用対策課 企業・新産業課）

6 主管課 熊本市教育センター

参加者の経歴（参考）

- 藤井 美保（ふじい みほ） 熊本大学大学院教育学研究科 准教授
・教育社会学 日本教育社会学会等に所属
・熊本市「家庭と学校との連携について考える会」座長
- 小藺 和剛（こぞの かずたけ） 熊本県立大学総合管理学部 准教授
・ICT活用教育、プログラミング教育、教育情報工学
・探究的な学びやSTEAM教育、地域課題解決型学習を通して、児童生徒の情報活用能力や社会参画意識の育成等の研究実践
- 村上 弥生（むらかみ やよい） 熊本市青少年育成協議会 理事
・元 龍田西小学校PTA会長
・熊本市教育の情報化検討委員会委員
- 水野 直樹（みずの なおき） 特定非営利活動法人 ソナエトコ 理事長
・特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク理事、NPO法人くまもと防災士会 副理事
・地域課題や防災を題材とした学びを通して、子どもたちの主体性や地域参画意識の醸成に尽力
- 松本 高宜（まつもと たかのり） 公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本
西日本・九州担当/特任研究員
・ジュニア・アチーブメント日本において、経済教育・キャリア教育プログラムの企画・普及に従事、大学においては、小学校から大学におけるキャリア教育の接続について研究
・福岡県飯塚市内の小学校5年生、中学校1年生を対象とした経済体験学習「スチューデント・シティ ファイナンス・パーク」をプログラム提供するなど、全国各地で実社会と結び付いた学習プログラムを展開
- 小野 史彦（おの ふみひこ） K A B熊本朝日放送 地域プロモーション局
TSUNAGU プロジェクト プロデューサー
・地域社会と学校教育を結び付ける視点 に着目し、自治体・地域・学校・企業・メディアを「つなぐ」役割に尽力
・「子ども新聞」の創刊や「Out of KidZania」の企画など、子どもたちの地域理解と社会参画を育む活動を実践
- 園田 智裕（そのだ ともひろ） 肥後銀行金融資産コンサルティング部
金融資産コンサルティング企画グループ 企画役
・肥後銀行が実施する金融経済教育セミナー（小学生向けプログラム）の企画・立案。実践を担う部下行員を指導・サポート
・県内産学官金連携「ALL 熊本 金融経済教育プロジェクト」に参画し、参画企業として高校への出前講座の実施に向けた取り組みを推進中
- 千々岩 慎吾（ちぢいわ しんご） 熊本市PTA協議会副会長 帯山中学校PTA会長
- 白石 憲宏（しらいし のりひろ） 託麻西小学校保護者 校区家庭教育学級担当
- 川上 輝美（かわかみ てるみ） 黒髪小学校校長、熊本市校長会 特別活動世話係校長
- 宮村 まり（みやむら まり） 山本小学校校長、熊本市校長会 総合的な学習の時間世話係校長
- 濱田 浩美（はまだ ひろみ） 桜山中学校校長 STEAM教育実践校校長

要綱（参考）

熊本市小中学校キャリア教育懇談会要綱（案）

（制定 令和8年6月11日 教育長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市小中学校キャリア教育懇談会（以下、「懇談会」という。）の開催に際し、必要な事項を定めるものとする。

（意見交換を行う事項）

第2条 懇談会においては、おおむね次に掲げる事項について、出席者からの意見を聴き、又は、出席者との意見交換を行うものとする。

- (1) 市立小・中学校におけるキャリア教育の実施状況、成果及び課題に関すること
- (2) 職業体験、校外学習、地域連携活動等の体験活動を活用したキャリア教育の充実の方向性に関すること
- (3) 学校、家庭、地域及び関係機関・事業所等と連携したキャリア教育の推進の在り方に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

（懇談会の出席者）

第3条 懇談会の出席者は、おおむね次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) キャリア教育、教科等教育に関する学識経験者 2人
- (2) 社会教育、地域団体等の有識者 2人
- (3) キャリア教育等に関する実践者 3人
- (3) 保護者代表者 2人
- (4) 学校代表者 3人

（懇談会の出席依頼）

第4条 懇談会の出席者の候補として選定した者（以下「候補者」という。）に対しては、書面により出席依頼を行わなければならない。

2 前項の出席依頼には、次の事項を明示するものとする。

- (1) 懇談会の予定開催回数及び予定開催時期
- (2) 意見交換会等を予定している事項
- (3) 懇談会への出席1回あたりの謝礼金の額及びその支払い方法
- (4) 秘密と指定された事項がある場合の守秘義務

3 候補者から出席依頼への承諾を受けるときは、次に掲げる事項を含む承諾書の提出を求めなけ

ればならない。

- (1) 承諾する旨の標記
- (2) 謝礼金を受け取らない場合は、その旨の標記
- (3) 記名及び押印

(懇談会の開催)

第5条 懇談会を開催するときは、あらかじめ、出席者に対し、開催日時及び場所を書面で通知しなければならない。ただし、出席者からの希望がある場合は、電子メールその他書面によらない方法により通知することができる。

2 前項の規定により通知された開催に参加できない出席者（以下「不参加出席者」という。）が代理人により出席することは認めないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、不参加出席者が自らの所属団体等の役員、職員等を出席させることを希望する旨の事前の申出があり、かつ、その出席の必要性、有益性等が認められるときは、当該役員、職員等を臨時の出席者として出席させることができる。

4 前条及び第1項及び第2項の規定は、前項の規定により臨時の出席者を出席させる場合について準用する。ただし、これらの規定によることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(謝礼金等)

第6条 懇談会への出席者及び作業部会員には、令和8年度教育センター講師謝礼基準に基づいた額の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合。
- (2) 前号に掲げる場合の他、市の職員であって、所属部署の業務として懇談会に参加する場合。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会は、公開により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず懇談会を行うことができる。

- (1) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報を含む事項について意見聴取等をする場合
- (2) 公開することにより出席者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合
- (3) 公開することにより出席者からの率直な意見の表明や出席者との率直な意見交換が損

なわれるおそれがある場合

(4) その他、事務局が特に必要と認める場合

3 傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(会議録の公表)

第8条 懇談会開催の場合は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、市ホームページで公表するものとする。

(1) 開催年月日

(2) 開催場所

(3) 出席者

(4) 会議次第

(5) 聴取した意見等の要旨

2 前条第2項の規定により公開によらず懇談会を開催したときは、その公開としなかった理由を勘案の上、内容の全部又は一部を会議録に記載しないことができる。

(事務局)

第9条 懇談会の事務は、熊本市教育センターにおいて処理するものとする。

(作業部会)

第10条 懇談会は、第2条各号に掲げる事項に関し、その円滑な運営を図るため、作業部会を設置することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年6月11日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。